

石岡市ワーク・ライフ・バランス 推進事業補助制度

今の働き方で
本当に大丈夫ですか？



長時間労働、有給休暇が取りたい時に取得できない・・・皆さんの会社はどうですか？
『ワーク・ライフ・バランス＝子育て・介護世代』は大きな間違いです。本当のワーク・ライフ・バランスはあらゆる世代が必要です！！
子育て・介護だけでなく、地域活動や自己啓発、趣味・学習などあらゆる活動を含めて推進していく必要があります

ワーク・ライフ・バランスの推進



優秀な人材の
確保と定着

生産性の向上

女性の活躍支援

長時間労働の削減

企業のイメージアップ

補助金を活用して、社員向け事業を実施してみませんか？

【活用例①】 全従業員対象のセミナーを開催

ワーク・ライフ・バランスの理解促進や働き方改革をテーマとしたセミナーを開催します。

⇒講師謝礼・会場借上料などを補助します！

【活用例②】 就労規則等の策定

労働時間の短縮、年次有給休暇取得促進のために、就業規則等を策定・見直しを行います。

⇒就業規則等の策定・改定費を補助します！

【活用例③】 育児・介護を抱える従業員対策

育児・介護休暇から職場へ円滑に復帰できるよう、復帰支援セミナーを開催します。

⇒講師謝礼・会場借上料などを補助します！

【活用例④】 社員アンケートの実施

ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方を見直すために従業員へアンケート調査を実施します。

⇒印刷代や分析にかかる経費等を補助します！

□補助金の交付申請について

【補助対象者】（次のいずれにも該当すること）

- ・市内に本社又は事業所を置く企業，一般社団法人，一般財団法人，医療法人，社会福祉法人又は学校法人であること。
- ・常時雇用する従業員が10名以上であること。
- ・市税の滞納がないこと。

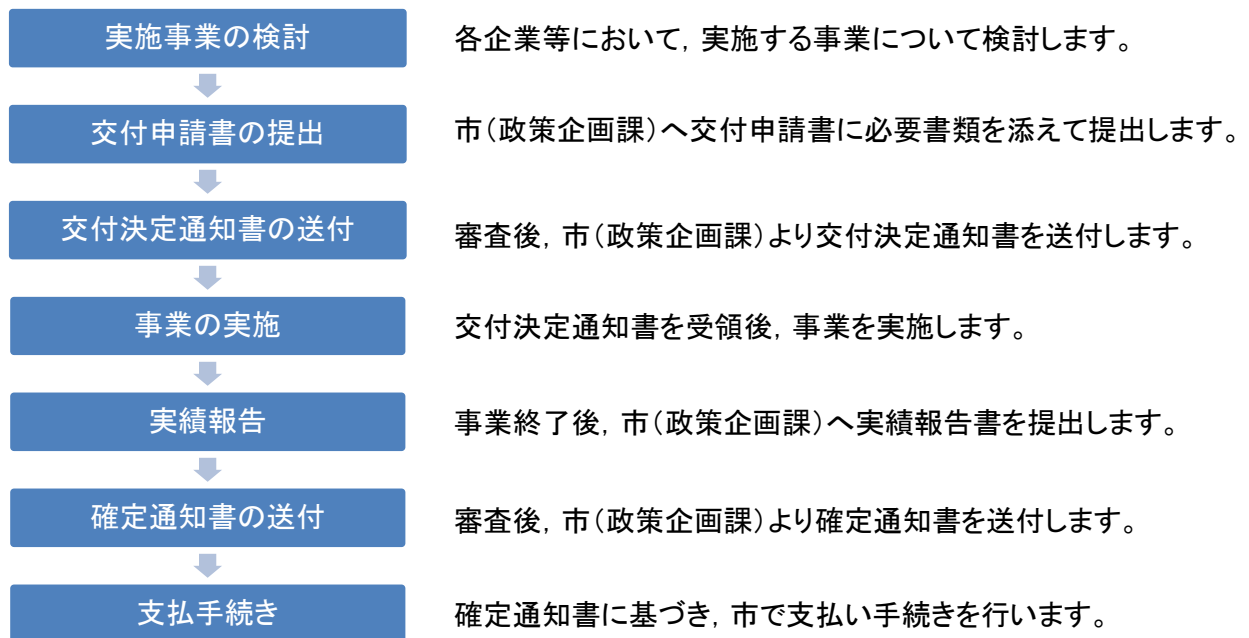
【補助対象事業】（次のいずれかに該当する事業）

- ・従業員のワーク・ライフ・バランスに関する調査・分析
- ・経営者，管理職又は従業員等を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする社内環境の整備
- ・育児又は介護の両立へ向けた支援
- ・その他，ワーク・ライフ・バランスの推進に資すると市長が認める事業

【補助金の交付額】

上記の補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）とし，事業ごとに5万円を上限とします。

□手続きの流れ



石岡市では、「いしおかイクボスプロジェクト」を推進中です。ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を応援します！



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を“やじろべい”に例えて表現しています。

- 4つのハートマークの意味
- ピンク＝家族（育児，介護等）
- あお＝自己研鑽（趣味・学習等）
- みどり＝健康
- オレンジ＝地域活動

【補助制度に関するお問い合わせ】

石岡市市長公室政策企画課
男女共同参画担当

TEL 0299-22-7277（ダイヤルイン）

FAX 0299-23-5276

E-mail kikaku@city.ishioka.lg.jp